

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎454番地の3

氏 名 株式会社 三洪エンタープライズ

代表取締役 石田 太平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成31年 1月11日

許可の有効年月日 平成35年11月21日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
 (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
 廃石綿等
 ばいじん（※）
 廃油（※）
 汚泥（※）
 廃酸（※）
 廃アルカリ（※）
 以上9種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし
3. 許可の条件
特になし
4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成5年11月22日	指令中環第7-127号	新規許可
平成18年8月2日	指令中環第9-1号	変更許可（1種類の追加）
平成19年8月10日	指令中環第9-2号	変更許可（1種類の追加）
平成30年9月14日	—	変更届（代表者）
平成31年1月11日	指令産廃第12-165号	更新許可

5. 積替え許可の有無

無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
鉛又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
有機リン化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
砒素又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
シアン化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル		-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	-	-
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	-	-
ジクロロメタン		-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素		-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム		-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類		-	-	○	-	-	-	-	-

(以下余白)

指令産廃第12-165号
埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎454番地の3
株式会社 三洪エンタープライズ

平成30年11月5日付けで申請のあった特別管理産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により許可します。

なお、許可の有効期限は、同条第2項の規定に基づき、平成35年11月21日です。

平成31年1月11日

埼玉県知事 上田 清司

